

## 第 2 弾 湖西市小規模企業者エール給付金について

2020.5.15 産業部

## 1. 制度趣旨について

国の持続化給付金の対象とならず、また、市の休業要請の対象となっていないことから営業を継続しているが客数の減少等により非常に厳しい経営状況におかれている事業者が市内には多く存在している。そこで、事業継続及び雇用の維持を目的とする、小規模企業者エール給付金制度を創設する。

## 2. 対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する小規模企業者（※ 1）であり、かつ、対象業種（※ 2）を主として営む者であること。
- (2) 市内で 1 年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後 1 年以上事業を営む予定であること。
- (3) 売り上げ等に関し、以下の条件を満たすこと。
  - (i) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 1 月から同年 6 月末までの任意の 1 か月（申請対象月）の売上が前年同月と比較して 20%以上 50%未満の範囲で減少していること。
  - (ii) 2020 年 1 月から同年 6 月末までの間の全ての月における売上が前年同月と比較して 50%以上減少していないこと。
  - (iii) 2019 年 1 月から同年 6 月末までの全ての月において、売上が 30 万円以上であること。
- (4) 申請時点において静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）等の制度活用に必要な湖西市の認定を受けていること。
- (5) 湖西市が 2020 年 4 月 20 日に発出した新型コロナウイルス感染症に係る休業等協力要請の対象施設（同月 23 日に追加した対象施設を含む）に該当しないこと。
- (6) 市税に滞納がないこと。
- (7) その他補助金支給に係る一般原則を満たすこと。

※ 1 小規模企業者とは、中小企業基本法に規定する中小企業者であり、常時使用する従業員の数が 20 人以下（ただし、商業・サービス業に属する事業を主として営む者については 5 人以下）の事業者を指す。

※ 2 対象業種は、日本標準産業分類における以下の 13 大分類に属する業種とする。

F 電気・ガス・熱供給・水道業	M 宿泊業、飲食サービス業
G 情報通信業	N 生活関連サービス業、娯楽業
H 運輸業、郵便業	O 教育、学習支援業
I 卸売業、小売業	P 医療、福祉
J 金融業、保険業	Q 複合サービス業
K 不動産業、物品賃貸業	R サービス業（他に分類されないもの）
L 学術研究、専門・技術サービス業	

### 3. 給付金額

1 事業者当たり 15 万円とする。

### 4. 申請受付期間

2020 年 7 月上旬から同年 9 月末までとする。

### 5. 事後確認

本給付金は、休業要請対象外であり、かつ、持続化給付金の対象外となる事業者に対する事業継続のための支援措置であるとの趣旨に鑑み、事後的に給付対象事業者の経営状況を確認することとする。具体的には、本給付金の給付後、経営状況の悪化により持続化給付金の給付を受けたか否か、事業の継続がなされているか否か等についてアンケート形式により把握する。

### 6. 予算額

想定申請数 400 事業者×給付金額 15 万円 = 6,000 万円